

# 仕 様 書

件名：船舶用トレーラー車検（熊谷 800 る 260 ）

## 1. 件名

船舶用トレーラー車検（熊谷 800 る 260 ）

## 2. 対象車両

キングマリン（ボートトレーラ）熊谷 800 る 260

## 3. 業務内容

- (1) 上記 2. 記載の車両の継続検査を受け、新たに自動車検査証の交付を運輸支局長から令和 8 年 5 月 30 日までに受けるものである。
- (2) 継続車検に係る整備内容等については、ジャッキの確認、配線確認、グリスアップ（ベアリングやオイルシールを含む）、灯火確認、タイヤ空気圧調整、ナットやボルト緩み確認、ストッパー確認、オイル漏れ確認、亀裂・破損等確認などである。
- (3) ショートパーツを除く部品の交換を要する場合は、発注者と受注者の間で別途変更契約を締結するので、参考見積書に掲載する金額から除外することとする。

## 4. 業務期間

契約締結の翌日から令和 8 年 6 月 5 日まで。

## 5. 代金の請求及び支払について

発注者は、新たに交付された自動車検査証の確認後、速やかに請負代金を支払うものとする。

## 6. 車両の引取・納車場所

埼玉県行田市大字須加字船川 4369 独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所  
沈砂池右岸倉庫脇

## 7. 添付資料

自動車検査証（写）

## 8. その他

- (1) 車両の引取においては、対象車両には船が搭載されている状態でけん引車（日産エクストレイル：熊谷 301 そ 3412）とともに引き渡すものであり、受注者がけん引できる状態にしてけん引することとし、車両の納車においては、船が搭載されている状態で納車することとする。
- (2) 本業務の実施により生じた損害（第三者に及ぼした損害も含む。）は、発注者の責に帰する場合を除き、受注者の負担とする。
- (3) 受注者は、この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告し、事後の対応について協議するものとする。